

## 〔公開講演会報告〕

### 高齢者・障害者の住みよい住居とまちづくり

講師 野村 歓 (日本大学理工学部教授)

この講演会は、日本大学理工学部教授の野村歓先生を迎えて、1996年6月29日(土)に筑波大学大塚校舎で開かれた。若い学生から、医療関係者、高齢者や障害者まで多くの方が参加され、人々がいかにこのテーマに対して大きな関心を寄せているかをうかがい知ることができた。先生は、住宅や公共施設の構造上の問題点や、その改善方法の例などを、具体的にわかりやすく解説して下さり、2時間という時間がとても短く感じられた。

現在、わが国では、多くの都道府県、市町村によって「福祉のまちづくり」が進められている。この背景には、高齢者や障害者に対する国内外の取り組みがあると言われている。野村先生は、そのような取り組みとして、(1)「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」(通称ゴールドプラン)の策定、(2)国際障害者年および行動計画の完成、(3)地域福祉の進展、(4)ADA(障害を持つアメリカ国民法)の施行の4つを挙げられた。国際障害者年は、「障害者を排除する社会は弱く脆い社会である」ことを規定した。そして、その行動計画のなかで、「物理的に障害を持った人は社会のなかから決してなくならない。しかし、彼らの不利益をなくすことはできる。いかにして社会全体のなかから、それを少なくしていくかが大切である」と明言した。さらに、ADA(障害を持つアメリカ国民法)は、「社会のあらゆる領域で障害者の自立活動の妨げとなる障壁を設けることは差別であり、これを禁止する」と定めた。これらは、ノーマライゼーション思想のあらわれと考えることができる。

一方、逆の見方をすれば、「福祉のまちづくり」が必要とされるのは、高齢者や障害者にとって、現在のまちは決して住みよいとはいえないためである。機能障害や能力低下のある人でも、それが社会的不利となるかどうかは環境によって決まると言われている。しかし、現代の経済優先・効率優先の社会においては、平均的な人にも合わせた合理的な環境が作られている。車椅子の人が、電車を使って移動するためには、

駅で何十段もある階段を昇り降りしなくてはならない等の困難を伴う。歩道橋や道路の段差も自由な行動を阻んでいる。しかし、これらの問題の多くは、環境さえ整っていれば解決される可能性がある。野村先生が強調されていたように、障害者であるからといって、社会参加・余暇活動の制限を余儀なくさせられることは許されないはずである。

また、住居に関しても、現在の標準的な構造は、高齢者や障害者にとっては、およそ住みにくいものとなっていることが指摘された。我々の生活の中心は、依然として6畳の広さの部屋であるが、ここにベッドを置いて、車椅子で移動することは不可能である。また、高齢者や障害者にとって風呂の浴槽をまたぐことはきわめて難しい。年間、5,500人が家庭内事故で亡くなっているが、そのうちの4,000人が高齢者であり、転倒、転落、溺死が主な原因である。その数の多さには驚かされる。これらの背景には、現在の建築関連法規は障害をもたない人を対象にしているという問題がある。これだけ高齢化社会が進んでいるにも関わらず、建築基準法に高齢者を考慮した改正がまだに加えられていないということである。高齢者や障害者を含む全ての人にとって、機能的かつ安全性の高い住宅が提供されるような何らかの建築基準が、早急に作成される必要があると思う。

野村先生は、高齢者や障害者にとって住みよい住居とまちづくりの理念として、(1)ノーマライゼーション思想の実現、(2)ヒューマンライト(人権)を守る、(3)人間性の重視、(4)安全と健康の確保、(5)コミュニティーケアの5点を示された。特に、住居とまちづくりの問題は、高齢者や障害者の基本的人権を守るという視点で考えるべきである、と強調されていたのが印象的であった。わが国では、これまでは高齢者や障害者を、保護されるべき対象としてみなしてきた経緯がある。このような社会においては、高齢者や障害者は、常に他人に依存し、援助を求めて生活することを余儀なくさせられる。しかし、これは人間の尊厳に関わる問題

である。これらの人も、社会生活の主体者であるという視点が重要である。さらに、日本人は、安全と健康の確保に関しては、無関心すぎると指摘された。ノーマライゼーションや在宅ケアが進んでいるデンマークでの高齢者の生活の基本三原則は(1) 生活の継続性、(2) 自己決定権、(3) 残存能力の活用である。ここでは、住み慣れた環境で、自立した生活を少しでも長く継続することが重要とされている。そのためには、居住環境の整備が安全確保の前提条件であり、からだの衰えを食い止めるために、できることは自分で行うことが基本である。それに対して、日本では老人ホームに身の回りのものさえ持ち込むことができない場合が多いとのことであり、生活の維持、生活の質の重要性が、もっと認識されるべきであると感じた。

我々が目指すべき、住居・まちづくりの構想としては、第一に住環境の整備が挙げられていた。わが国の生活様式にあった住宅構造は、高齢者や身体障害者には適さない。そのため、住宅構造上の問題を解決するには、障害や経済状況に合わせた検討が必要である。一方、全ての高齢者や身体障害者に当てはまる基本的事項は存在する。それは、(1) 床面の段差を解消する、(2) 必要な場所に手すりを取り付ける、(3) 照明や色彩に配慮する、(4) 冷暖房に配慮する、(5) 生活動作や介助を受けるために必要なスペースを確保する、(6) 非常時の連絡手段と避難路に配慮する、などの点である。これらの事項は、住宅の構造に与える影響も大きいいため、必ず検討を要するとのことであった。その他の基本構想のひとつとしては、高齢者や障害者が地域生活を維持して行くために必要な医療施設やデイサービスセンターなどの整備が挙げられた。高齢者や障害者は

医学的ケアを必要とする場合が多く、いざというときに診察してもらえぬ医師の存在は重要である。また、他人の介護を必要とする人もいるはずであり、介護サービスを得られる施設の整備が必要である。そして、環境づくりは、言うまでもなく、市民の理解と協力がなければ実現しないと強調された。たとえ設備が整ったとしても、障害が重度であればそれを必ずしも使うことができるとは限らない。当たり前のように思えることであるが、他人の介助を必要とする人には、手を貸すといった人的環境づくりを併せて推進する必要があることを再確認させられた。

最後に、野村先生は、いま我々に求められていることとして、(1) 国際社会への配慮、(2) 社会基盤整備の早期実現、(3) 安全性・利便性・連続性・快適性（さりげなさ、わかりやすさ）の確保、(4) 災害時の安全確保、(5) ユニバーサルデザインの5つを挙げられた。特に、さりげなさということに関しては、スライドでフィンランドのショッピングセンターの例などを示して、説明して下さった。ここでは、スロープが障害者専用のこれみよがしではなく、デザインの一部として階段とともに設置されていた。そして、子供をベビーカーに乗せた主婦がスロープを利用している姿が紹介されていた。また、パリのルーブル美術館などのように、非常に美しく、かつ高齢者や障害者を含む全ての人々にとって利用しやすいようなデザインが実現されている建物のスライドは、「ユニバーサルデザイン」の重要性を強く訴えるものであった。「いかにお金をかけて環境を整えるかよりも、いかにデザインするかが重要である」という野村先生の言葉が非常に印象的であった。

(リハビリテーションコース 阿部晶子)